

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	ニッセイ名作シリーズ会場内誘導案内業務
発 注 課	市) 文化部文化振興課
選 定 事 業 者	サントリーパブリシティサービス株式会社
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>令和5年度ニッセイ名作シリーズ鑑賞事業については、札幌文化芸術劇場hitaruを会場に開催する。劇場は札幌市民交流プラザの4階から9階に位置しており上下の移動が多いこと、公演の参加対象が小学4年生であり、各公演2,000人弱の移動が伴うことから、児童の安全かつ円滑な移動を案内することが求められおり、施設の特性を把握した上で、児童の案内を迅速に行う必要がある。</p> <p>サントリーパブリシティサービス（株）は、札幌市民交流プラザのレセプション委託業者でもあり、施設の特性を熟知している。さらに、本市の施設である札幌コンサートホールにて、公演に係るレセプション業務を長らく請け負っているほか、本市の子どもの文化芸術体験事業「キタラファーストコンサート事業」においても、レセプション公演業務の実績があり、迅速な児童の誘導や、緊急時対応を行うことができる。</p> <p>市内においては、当該業者の他には、札幌市民交流プラザの特性を十分に理解し、児童を対象とした公演時の迅速な案内を行うことができる者は見当たらず、1社に特定されることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定の相手方とする随意契約を行うこととする。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>